

## 第3章 公共下水道行財政

- 1 事業実施までの手続き
- 2 公共下水道事業の費用
- 3 公共下水道事業の財源
  - (1) 財源構成
  - (2) 国庫補助金
  - (3) 企業債
  - (4) 受益者負担金
  - (5) 使用料

## 1 事業実施までの手続き

手続きは次の順番により行う。

- ・ 事業概要について、県並びに国の事前審査を受ける。
- ・ 事業実施団体において都市計画案の縦覧を行う。
- ・ 当該事業実施団体の都市計画決定案として、都市計画地方審議会の審議を経る。
- ・ 事業実施団体で都市計画決定の縦覧に供する。
- ・ 県知事へ公共下水道事業計画について協議する。
- ・ 県知事から都市計画下水道事業の認可を受ける。
- ・ 受益者負担金に関し、市民に対する説明会を随時実施する。

## 2 公共下水道事業の費用

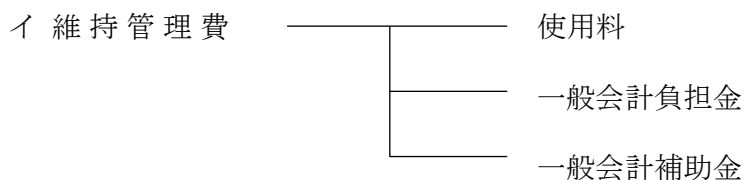
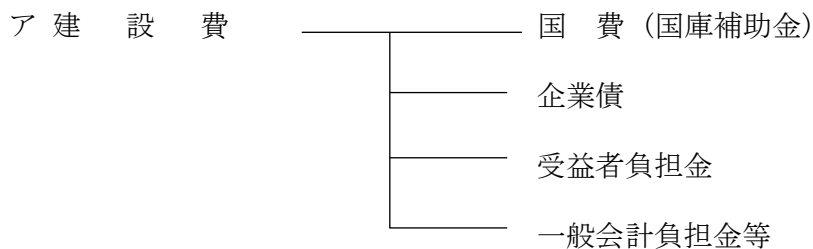
### (1) 建設改良費

- ア 管渠及びこれに付属するマンホール、汚水柵の建設・改築
- イ 中継ポンプ場の建設・改築
- ウ 終末処理場の建設・改築

### (2) 維持管理費

## 3 公共下水道事業の財源

### (1) 財源構成



## (2) 国庫補助金

国庫補助率

	昭和42～ 48年度	昭和49～ 59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62～ 平成2年度	平成3年度 ～
管渠等	4/10	6/10	5.5/10	1/2	1/2	1/2
処理場	4/10	2/3 6/10	6/10 5.5/10	5.5/10 1/2	5.25/10 1/2	5.5/10 1/2

※平成22年度からは国の社会資本整備総合交付金により支援

※さらに、平成24年度からは防災・安全交付金が追加

## (3) 企業債

ア 充当率

(公共下水道事業分)

補助対象事業費(一般分) …………… 地方負担額の100%  
単 独 事 業 費 ……………         "         100%

(那珂久慈流域下水道事業負担分)

補助対象事業費(一般分) …………… 地方負担額の 60%  
                  "         (臨時措置分) ……………         "         40%  
単独事業費(一般分) ……………         "         90%  
                  "         (臨時措置分) ……………         "         10%

イ 下水道債の資金

政府資金

地方公共団体金融機構資金

民間等資金

#### (4) 受益者負担金

##### ア 根拠

中央処理区（日立分区）については、旧都市計画法第6条に基づく日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による。

中央処理区（多賀分区、滑川分区）及び流域関連処理区については、都市計画法第75条に基づく日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による。

##### イ 単位負担金額

中央処理区	日立分区	137円/m <sup>2</sup>
	多賀分区	161円/m <sup>2</sup>
	滑川分区	269円/m <sup>2</sup>
流域関連処理区	流域関連第1期・第2期地区	330円/m <sup>2</sup>
	流域関連第3期・第4期地区	520円/m <sup>2</sup>

ウ 徴収方法 各分区とも1年4期の4年分割

(5) 使用料

ア 根 拠 日 立 市 下 水 道 条 例

イ 使用料の定め方の原則

- (ア) 使用の態様に応じ妥当なものであること。
- (イ) 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。
- (ウ) 定率又は定額で明確に定められていること。

ウ 使用料の納入 排水設備工事が完了し、使用開始届を提出した後納入する。

エ 使用料金表（1か月あたり）

汚水の種類	基本使用料		超過使用料	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額 (1m <sup>3</sup> につき)
一般汚水	10m <sup>3</sup> 以下の分	1,200円	11～20m <sup>3</sup> まで	135円
			21～30m <sup>3</sup> まで	153円
			31～50m <sup>3</sup> まで	165円
			51～100m <sup>3</sup> まで	183円
			101～200m <sup>3</sup> まで	207円
			201m <sup>3</sup> 以上	220円
浴場汚水	10m <sup>3</sup> 以下の分	900円	11m <sup>3</sup> 以上	90円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき茨城県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供した汚水をいう。
- 3 上記表により算出された額に消費税10%を乗じて得た額を加算して得られた額が使用料となる。

<算出例> 一般家庭で1か月の汚水量が25m<sup>3</sup>の場合

基本使用料 1,200円 (10m<sup>3</sup>以下の分含む)

超過使用料 2,115円 (11～20m<sup>3</sup>まで 1,350円 (@135×10)

21～25m<sup>3</sup>まで 765円 (@153×5)

---

小 計 3,315円×1.10=3,646円

